

暗号資産の投資話に注意！

消費生活センター ☎ 443・9078

事例1

SNSで知り合った人から暗号資産の取引を勧められて、指定された口座に現金を振り込んだ。その直後から、連絡がつかなくなってしまった。

事例2

マッチングアプリで知り合った人に「絶対にもうかる」と暗号資産の投資の話を持ち掛けられて海外の事業者に投資をした。出金しようとしたら、高額な費用を請求され出金できない。

契約は慎重に

◇暗号資産は、インターネットでやりとりされる、通貨のような機能を持つ電子データです。日本円や米ドルのように、国が

その価値を保証している「法定通貨」ではありません。価格が変動することがあり、価格が急落し、損をする可能性があります。

◇SNSやマッチングアプリなどをきっかけとした暗号資産の詐欺や悪質商法にご注意ください。友人・知人から勧められた場合でも、冷静に判断してください。

◇暗号資産交換業者は、金融庁への登録が必要です。利用する際は、登録業者かどうかを金融庁のウェブサイトで事前に必ず確認してください。

※ 少しでも不安に思ったら、消費生活センターまでご相談ください。